

Ⅱ 部局間報告等様式集

Ⅱ－１－３－３（２） 検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について（検査部局検査用）

Ⅱ－１－３－４（１） 検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について（預金保険機構検査用）

Ⅱ－３－２（３） 法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋

Ⅷ－３－１－５ 銀行代理業者の状況

〇〇第 号
〇〇年 月 日

株式会社〇〇銀行

代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿

金融庁長官 〇〇〇〇

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

〇〇年 月 日を検査実施日として、貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策(注)について、銀行法第24条第1項の規定に基づき報告を求めるので、〇〇年 月 日()までに報告されたい。

ただし、通知した事項のうち、「〇. 法令等遵守態勢」については、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策を〇〇年 月 日()までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること。)

(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

〇〇第 号
〇〇年 月 日

株式会社〇〇銀行

代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿

金融庁長官 〇〇〇〇

付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査
結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

預金保険機構が〇〇年 月 日を検査実施日として、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第24条第1項の規定及び預金保険法第136条第1項に基づき報告を求めるので、〇〇年 月 日()までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

※ 預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。

※ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払

戻しのための整備状況等」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に、「預金保険法第136条第1項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第35条第1項」と読み替える。

- ※ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に、「預金保険法第136条第1項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第43条第1項」と読み替える。

(様式Ⅱ-3-2(3))

応 接 箋

属 性			
日時・場所	年 月 日 () [電話・来局・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回 答			
備 考			

銀行代理業者の状況

令和 年 月 日現在 者

財務（支）局

許可 番号	銀行代理 業者名	許可 年月日	許可失効 年月日	主たる営業所 又は事務所の 所在地	営業所 等数	電話番号	法人 又は 個人 の別	所属銀行名	銀行代理業務の内容						他業の 種類	備 考	
									預 金 等	当 座 預 金 の 取 扱 い	資 金 の 貸 付 け 等	消 費 向 け 貸 付 け 等	事 業 向 け 貸 付 け 等	与 信 審 査 の 取 扱 い			為 替 取 引

(記載上の注意)

1. 「許可失効年月日」欄には、許可の効力を失った年月日を記載すること。
2. 「営業所等数」欄には、銀行代理業を行う営業所等の数を記載すること。
3. 銀行代理業務の内容については、◎ 代理及び媒介 ○ 代理のみ △ 媒介のみを記載すること。「当座預金の取扱い」、「消費向け貸付け等」、「事業向け貸付け等」、「与信審査の取扱い」欄には、該当する項目に○を記載すること。
4. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。
5. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、再委託者名など、その他監督上の参考事項を記載すること。
6. 前回報告からの変更点については、網掛けとし「備考」欄に変更点及び変更日を記載すること。